

1. 計画の根拠

教育基本法第17条第2項（※）の規定に基づく、本県教育振興の基本計画

2. 計画期間 2024（令和6）年度から2029（令和10）年度までの5年間

3. 計画策定の考え方

国の「第4期教育振興基本計画」（第4期教育振興基本計画について（中教審答申））を参酌し、山梨県教育振興基本計画検討有識者会議より意見を聴取し策定する。

（※）教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4. 策定の趣旨

- 県では教育基本法第17条第2項に基づき、2009（平成21）年に計画期間を5年とする「やまなしの教育振興プラン」を策定し、以降5年ごとにその時々課題や国の教育振興基本計画を踏まえ、本県教育施策の推進に係る総合的な計画を定めてきた。
- 現在の計画は2019（令和元）年に策定した「山梨県教育振興基本計画」であるが、その計画期間は2024（令和6）年3月までとなっており、本県教育施策を停滞させることなく推進していくためには、本年度末までに次期教育振興基本計画を定める必要がある。

5. 計画の構成（素案）

第1章 計画策定の基本的な考え方

（策定の趣旨・計画の位置づけ・計画の性格・計画の期間）

第2章 教育を取り巻く社会の状況

（教育を取り巻く社会の現状）

第3章 山梨県のこれまでの取組

（現行「山梨県教育振興基本計画」の取組の現状と課題）

第4章 山梨県教育の目指すべき方向

（基本理念・基本目標・施策体系）

第5章 施策の具体的方向

（施策の具体的な内容説明）

第6章 計画の進行管理

（目標となる指標一覧）